

○総務省令第五十号

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）の廃止に伴い、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十四日

総務大臣 山本 早苗

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令等の一部を改正する省令

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部改正）

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「機構が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる」を「機構法附則第九

条第一項に規定する」に改め、各号を削る。

附則第三条中「及び機構法附則第九条第三項に規定する業務」を削り、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「並びに」を「及び」に改める。

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「及び機構法附則第九条第三項に規定する業務」を削り、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「並びに」を「及び」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の項を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。